THE MINOBU NEWSLETTER

広報みのぶ

6 2007 No.33

八日市「柴燈大護摩法要」

4月29日、第30回ふるさとの祭り「八日市」と甲斐源氏ゆかりの大聖寺「不動尊祭典」が開かれました。柴燈大護摩法要では、参加者らが一年間の無病息災などを願いながら火の中を渡り歩きました。

特集

木造住宅耐震診断事業 …… 2

児童手当制度 …… 4

西嶋和紙工業協同組合 …… 16

人口と世帯
平成19年5月1日現在
（　）内前月比

人口	男	女	世帯
16,234人 (-30)	7,718人 (-19)	8,516人 (-11)	6,294世帯 (-6)

募集　あなたの家は大丈夫？・・・・

木造個人住宅耐震診断事業

木造住宅の耐震診断事業は、予想される“東海地震”に対して町民の安全確保に向けた取り組みとして、自己の住宅の耐震性を知ってもらい、耐震化への促進を目的として町が国や県の補助制度を活用しながら行う事業です。

診断対象住宅

1．木造戸建て住宅で、自己が所有し居住するもの。
2．昭和56年５月31日以前に着工した住宅。（昭和56年６月１日以降増築を行った場合も対象になります）
3．在来工法（軸組み工法・伝統工法）で２階建て以下の住宅。（ツーバイフォー・丸太組・プレハブ工法などは対象外です）

診断費用

身延町が費用負担します。（一部、国・県の補助を活用）**あなたの自己負担はありません。**

診断内容

1．身延町が委託した調査者が、診断調査を行います。
2．現地調査時間は、半日程度を考えています。（住宅内外に立ち入ることに承諾していただくことが条件となります）
3．調査は、目視調査を主としますので破壊は考えておりません。
4．建築確認図書及び住宅金融公庫借り入れ時の書類がある場合は、提示を求めます。
5．建築年度また過去の被害状況（火災・地震及び積雪による被害）をお聞きしますので調べておいてください。

診断結果

診断結果については、山梨県建築士事務所協会で組織する耐震診断判定会が、内容の適否の審査を行います。

診断結果が適当と判断されたものについて、調査員が申請者に対して診断報告書に基づいた結果説明を行います。その際、診断結果において改修・建て替えの必要性が生じている場合は、それらに対する簡単なアドバイスをいたします。（診断者は、地震改修工事などの営業活動はいたしませんのでご安心ください）

その他

1．平成19年度調査戸数を20戸予定しています。
2．応募締切日　**平成19年９月30日**
▽住所・氏名・電話番号を電話にて申込みください。
▽後日郵送される申込書に必要事項を記入の上、役場へ提出ください。

まずはご相談を！◆木造住宅耐震改修事業◆

木造住宅耐震改修事業とは・・・・・・・・・・

県と町では、平成17年度から平成21年度までの5年間、耐震改修工事に対する支援事業を行っています。予想される東海地震などの大規模災害から人命に関わる住宅の被害を防止するため耐震改修事業を推進しておりますので、耐震改修を予定している方はご利用ください。

補助対象住宅は？

1．緊急木造住宅「我が家の耐震診断」支援事業により診断結果、総合評点が0.7未満であった木造住宅で、総合評点が1.0以上となるように改修を行う住宅　（県補助）
2．緊急木造住宅「我が家の耐震診断」支援事業により診断結果、総合評点が0.7未満であった木造住宅で、総合評点が0.7以上となるように改修を行う住宅　（町単独補助）
3．緊急木造住宅「我が家の耐震診断」支援事業により診断結果、総合評点が0.7未満であった木造住宅で、総合評点が0.7以上となるように建替えを行う住宅　（町単独補助）

補助金の額は？

★耐震改修・建替えのための補助対象経費一棟あたり120万円を上限とし、補助金の額はその補助対象経費の２分の１以内（上限60万円）となります。全世帯高齢者（65歳以上）の場合は10万円増額いたします。

必要な手続きは？

★耐震診断書・改修計画書・見積書・完了審査・工事完了報告書・施工写真等で行いますので、まず建設課建築住宅担当までご相談ください。

応募締切日

★対象者に別途通知いたします。

木造耐震診断・改修関係の申込・問い合わせ先　建設課 建築住宅担当　☎0556-42-4808

身延町の母子相談員を紹介します

◎任期　平成19年４月１日～平成20年３月31日

（順不同・敬称略）

下部地区

萩原伊都代　赤池千恵子　赤池千代子　上田　幸子

中富地区

伊藤眞知子　幡野　幸子　望月　慶喜　土橋　礼子

身延地区

望月　好美　今村　良枝　佐野　綾子　片田さく江

※ひとり親家庭で、お子さんのことや生活についての心配ごと等がありましたら、お気軽にご相談ください。 なお、今年度は『ひとり親家庭相談日』として、年２回（次の日程により）実施することとなりましたので、相談される方は当日それぞれの会場へお越しください。

【１回目】

相談日時　平成19年６月10日（日）
午後１時～３時

相談会場　下部地区：下部保健センター１階
中富地区：中富すこやかセンター１階
身延地区：身延地区公民館 大河内分館１階

【２回目】

相談日時　平成19年10月14日（日）
午後１時～３時

相談会場　未　定（後日、お知らせいたします。）

【問い合わせ先】子育て支援課　☎0556-20-4611
（内線23）

総 合 文 化 会 館 か ら

「しだれ桜友の会」へのお誘い

身延町総合文化会館では、会員（しだれ桜友の会）の募集を行っています。特典として、①最新情報の送付 ②チケットの割引　③チケット優先予約などがあります。年会費は　※個人会員２,000円　※家族会員１名につき500円となっています。

「宝くじ文化公演」のお知らせ

身延町総合文化会館では、宝くじの助成により通常料金の約半額で次の事業を実施します。

羽田健太郎・中島啓江「音楽の旅」

ピアノと歌を主体に、思い出を口ずさみながら、なつかしいあの頃へ旅するコンサート。

※日　時　平成19年７月６日（金）　開演午後６時30分

※前売り　一般２,000円　高校生以下１,000円（全席指定）

【問い合わせ先】　身延町総合文化会館　☎0556-62-2110

児童手当制度が拡充されました

平成19年４月１日から

○拡充の内容

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、３歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、第１子及び第２子について倍増され、出生順位にかかわらず一律月１万円となりました。

なお、３歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

〈０歳以上３歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉

	（現行）		（改正）
第１子、第２子	月額５千円	→	月額１万円（倍増）
第３子以降	月額１万円	→	月額１万円（現行どおり）

〈３歳以上（現行どおり）〉

第１子、第２子　月額５千円　・　第３子以降　月額１万円

施行日：平成19年４月１日（拡充後の最初の支給月　平成19年６月）

※今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

なお、平成19年４月から３歳未満の児童手当等の額は一律月額１万円となりますが、３歳到達後の翌月からは、第１子及び第２子の手当額は５千円となります。

児童手当制度の概要

児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的にしています。

児童手当制度のしくみ

１　支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の３月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（１月から５月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

２　支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることになります。

３　支給月額

○３歳未満　　一律10,000円

○３歳以上　　第１子・第２子　5,000円、第３子以降　10,000円

４　支払時期

児童手当は、原則として、毎年２月、６月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

５　所得制限限度額

所得制限限度額は、前年（１月から５月までの月分については前々年）の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。なお、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは市区町村窓口（公務員の方は勤務先）へお問い合わせください。具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

扶養親族等の数	自営業者（国民年金加入者）	サラリーマン（厚生年金等加入者）
０人	460万円	532万円
１人	498万円	570万円
２人	536万円	608万円
３人	574万円	646万円
４人	612万円	684万円
５人	650万円	722万円

注１）所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は左記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族１人につき６万円を加算した額。

注２）扶養親族等の数が６人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、１人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

【問い合わせ先】　子育て支援課　☎0556-20-4611（内線23）

「持ちましたか？ ビニール袋！」

～広めよう、愛犬のうんち持ち帰り～

愛犬　ジョン
（環境下水道課マスコット犬）

「犬、立ち入り禁止」という看板を見かけたことはありませんか？全国でそのような看板が増えています。それは、「まあいいか」という、ちょっとした気持ちの油断で残された、たった一つのウンチが、近所にお住まいの方々の迷惑になり、それによる不満の声が集まった結果なのです。

犬を飼育している方は、散歩の際には忘れず、ビニール袋とシャベルを持って出掛けるよう心がけましょう。

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例により犬の係留が特別な場合（警察犬、狩猟犬、身体障害者補助犬等）を除き義務付けられています。

違反した場合は10万円以下の罰金に処せられることがあります。

☆犬の放し飼いは「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例」によって禁止されています。

○犬は、きちんとつないで飼いましょう。

○散歩の時は、引き綱（リード）をつけて犬を制御できる人が行いましょう。

【問い合わせ先】
環境下水道課
☎0556-42-4814

《危険物について認識を深めよう》

生活の中で危険物の再確認を！

私たちの生活で使用している物の中には、大変燃えやすい物や爆発の危険性が高い物等、数多くあります。

例えば、マニキュア液、ヘアスプレー等の化粧品、ペンキ、接着剤、また燃料として使用している灯油・ガソリン等があります。

これらは、毎日何気なく使っていますが、その保管方法や使い方をひとつ間違えると、大切な財産や人命にも危険を及ぼします。

○●危険物安全週間●○
（６月３日～６月９日）

そのためこれらは消防法で「危険物」として指定され、その保管方法や取り扱い方法が定められています。毎年６月第２週の危険物安全週間を機に各家庭でも「家庭内危険物」のチェックを行い、その保管方法や使い方を再認識しましょう。「危険物」の保管や取り扱い等に関するお問い合わせや相談は、消防署へお寄せください。

峡南消防本部中部消防署　☎0556-62-5119

TOPICS
まちのわだい

新たな生活をスタート

入園・入学式

町内保育所（園）の入園式、各小中学校の入学式が挙行され、園児55名、小学生97名、中学生102名が入園、入学しました。

■町内保育所（園）入園者数
久那土4名、常葉3名、西嶋3名、静川4名、原7名、下山立正7名、大野山12名、大島14名、みのぶ小さき花1名
合計55名

静川保育所

■町内小学校入学者数
久那土10名、下部8名、西嶋9名、静川9名、原11名、下山15名、身延17名、豊岡4名、大河内14名、合計97名

■町内中学校入学者数
久那土5名、下部7名、中富30名、下山11名、身延49名　合計102名

身延小学校

久那土中学校

自衛隊募集相談員

3名を委嘱

4月11日、役場町長室において自衛官募集相談員の委嘱式が行われ、赤池信秋さん（古関）と幡野政之さん（日向南沢）、望月良和さん（小田船原）の3名に委嘱状が手渡されました。

式では、自衛隊山梨地方協力本部の斉藤本部長から「防衛庁も本年1月に防衛省となり決意を新たにしている。近年、自衛隊も全国的に見ると募集定員に達していない地区が多数あり、厳しい状況ですが、ご協力をお願いします」とあいさつがされました。

右から赤池さん、幡野さん、望月さん

身延町消防団出初式

団員500名が集合

4月15日、下部地区町民グラウンドにおいて平成19年度身延町消防団出初式が盛大に執り行われました。

式では、小林眞一団長から「団員には年間を通じて町民の貴重な財産や尊い人命を保護し、地域の安全のため消防活動に尽くされていることに深く感謝する。これからも安全で住みよい地域社会を目指して消防団活動に邁進することを強く望む」と訓示がありました。

新入団員33名を代表し下部第1分団第1部の二宮英晴さんが力強く宣誓文を読み上げました。

がんばれヴァンフォーレ甲府
身延町サンクスデー

4月21日、Jリーグディビジョン1第7節の「ヴァンフォーレ甲府対柏レイソル」戦で、「身延町サンクスデー」が開催されました。

試合前には、古関観音太鼓が力強く太鼓の演奏を披露したほか、身延ユナイテッドサッカークラブのメンバーがフェアプレイフラッグを持って入場しました。このほか、先着500名の入場者に町のパンフレットを配布したり、両チームにミネラルウォーターを贈呈、またハーフタイム抽選会では黄金ようかんセットや、西嶋和紙セット、身延まんじゅうなどを来場者にプレゼントしました。

試合では、11，000人を超える観客が訪れる中、試合終了間際に2得点を挙げ、3対2の逆転勝ちでヴァンフォーレ甲府が勝利、会場は大歓声につつまれました。

山菜まつり
道の駅「しもべ」

採れたての山菜が山積みされました。

4月21日～22日、農事組合法人下部特産物食品加工組合が主催し「第5回よってけし・ほほえみの里・山菜まつり」が開催されました。

会場の山菜コーナーには、地元で採れた「わらび」や「たらのめ」、「たけのこ」などの山菜が並び、多くの人が買い求めていました。

また、つきたてのよもぎ餅や下部味噌の限定販売をはじめ、「みのぶゆば」などの町の特産品コーナー、山菜天ぷらやヤマメの塩焼などの模擬店も立ち並び、二日間とも多くの人で賑わいをみせ、訪れた人たちは新緑を眺めながら穏やかな陽気の中で春の味を満喫していました。

竹炭まつり
和田峠組合広場

大勢の参加者が竹林に入り、宝探しを楽しみました。

4月22日、第11回竹炭まつり「竹炭の里夢ひろば」が、和田峠組合広場において開催されました。

裏山では、森林セラピーを兼ねた宝探しが行われ、番号の書かれた竹の札を探し求めて多くの人が山の中を散策、よりいい番号を求めて上の方へのぼっていく参加者の姿が見られ、用意された景品250個も瞬く間になくなりました。

このほか、笛吹もも香さんによる歌謡ショーも行われたほか、模擬店では大廉売の竹炭製品をはじめ、ゆあーず&ゆうずのパンや手工芸品、深敬園の竹炭パン、大島直売所の手作りうどんやコロッケなども大好評でした。

身延山クリーン大作戦
130人が参加

4月26日、第1回身延山クリーン大作戦が実施され、関係する31団体、130人が参加し、「総合文化会館前からJR身延駅付近」、「同文化会館から総門付近」、「総門から久遠寺まで」の3コースに分かれ、2トントラック1台分のごみを拾い集めました。

保健だより

問い合わせ先：福祉保健課　健康増進担当　☎0556-20-4611

いきいき健康ひろば

6月4日は、「むし歯予防デー」です！！

知っていますか？　むし歯は「感染症」のひとつです。

むし歯は、「むし歯菌」によってできます。生まれたばかりの赤ちゃんは、むし歯菌をもっていませんが成長するにつれ、主な保育者であるお母さん、お父さんなどからうつると言われています。しかしうつったからといって、むし歯菌になるのではなく、食べ物、歯みがきなどの心がけが大事になります。保護者の方はもちろん、おじいちゃん、おばあちゃんなど家族みんなで気をつけることが大切です。日頃から口の中を清潔に保ちましょう。

●むし歯菌をうつさないために気をつけるポイント●

スプーンや歯ブラシは共有させない

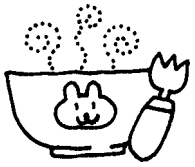

お子さんには、口うつしで食べさせない

むし歯のある家族は、早く直す

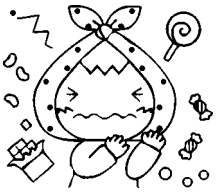

家族みんなで、むし歯予防に心がける

身延町でも、幼児歯科健診（１歳３か月～就学前のお子さんを対象）を行っております。日頃の歯の健康チェックのためにもぜひ定期的に歯の検診を行いましょう。詳しい日程は「広報お知らせ版」「母子保健事業年間計画表」にありますので、ご確認ください。

妊婦一般健康診査の公費負担のお知らせ

身延町では少子化対策の一環として、妊娠中の健診費用の負担軽減を図るため、公費負担で行われている妊婦一般健康診査を４月１日から、現行の２回から５回に増やしました。

本町で妊娠届けをされた方には、すでに受診票を発行してありますが、転入等で妊婦一般健康診査受診票をお持ちでない方は「中富すこやかセンター」までご連絡ください。

スポーツトラクター　下山ＰＴＡが寄贈

４月19日、下山ＰＴＡは、小学校の新築工事に伴って全面改修された小中供用グラウンド（15，082㎡）の整備に、同ＰＴＡ貯穀金を利用してグラウンド整備専用のスポーツトラクター１台を寄贈しました。

贈呈式では、ＰＴＡ役員をはじめ小中学校の教職員が集まる中、下山中学校の芦澤眞一校長が代表して「この広いグラウンドを児童生徒たちが整備するのは大変であり課題でしたが、ＰＴＡ貯穀金を利用してスポーツトラクターを導入していただき大変ありがたく思っています」と感謝の言葉が述べられました。

国保だより　平成19年度 保健事業のご案内！

生きがい健康づくり事業

身延町国民健康保険では、19年度も、「いきがい健康づくり事業」として、次のとおり各予防教室を開催しています。成人以上の身延町内在住の方であれば、どなたでも自由に参加できます。また、途中参加も可能です。この機会にお気軽に参加してみてください。

教室名	開催期日	開催場所	主な内容	問い合わせ先
にこにこ健康倶楽部同窓会		各地区指定会場	「疾病予防教室」	町民課 国保老健担当 福祉保健課 健康増進担当
①床運動教室 「下部地区」	毎月第1・3月曜日 午後1時30分～	下部 保健センター	インストラクターの指導により、参加者のニーズに添った気軽な体操教室で、自宅でも簡単にできる体操の紹介と実践教室です。	
②床運動教室 「身延地区」	毎月第2・4火曜日 午後1時30分～	身延地区公民館 身延分館		
③健康気功教室 「中富地区」	毎週木曜日 午後1時30分～	中富総合会館	初心者の方でも簡単にできる、やさしい気功教室です。	
※上記①②③事業は、平成18年度身延町国民健康保険事業の参加者が継続して同窓会を結成し、自主的に健康づくりを目指して取り組んでいる教室のため、若干の参加料を負担していただく場合もあります。 詳細については、お気軽にお問い合わせください。				
いきいき エアロ教室	前半：6月～8月 毎週月曜日（夜の部） 後半：9月～11月 毎週水曜日（夜の部）	参加無料 中富勤労青年センター （宮木）	いずれも午後8時～9時まで教育委員会と共催によるボール、チューブを使った軽運動（前半）とエアロビ教室（後半）です。	町民課 国保老健担当 教育委員会生涯学習課 生涯スポーツ担当

町民課 国保老健担当 ☎0556-42-4804 ・ 福祉保健課 健康増進担当 ☎0556-20-4611
・ 生涯学習課 生涯スポーツ担当 ☎0556-42-2337

国民年金だより「ねんきんを学ぼう！」 NO. 3

国民年金では3つの基礎年金があなたを一生サポートします。

★老齢基礎年金

65歳から一生涯「老齢基礎年金」が支給されます。（終身保障）

平成19年度「年金額」　792,100円（満額）

☆　20歳から60歳までの40年間（480月）の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額支給されます。

☆　保険料を全額免除された期間の年金額は1／3（将来的には1／2）となりますが、未納期間は年金の対象期間になりません。

☆　会社員や公務員だった方には、老齢厚生年金や退職共済年金が上乗せされて支給されます。

★障害基礎年金

国民年金加入中の病気やケガで障害になった場合は、「障害基礎年金」が支給されます。

平成19年度「年金額」　990,100円（1級）
792,100円（2級）

★遺族基礎年金

国民年金加入中に亡くなった時、その方によって生計を維持されていた「子のある妻子」または「子」に支給されます。

平成19年度「年金額」　1,020,000円
（基本額：792,100円＋子1人の加算額：227,900円）

※　障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、公的年金の加入期間の2／3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、もしくは初診日や死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

➡ **未納のままにしておくと給付制度が適用されません。**

問い合わせ先
町民課 町民担当　☎0556-42-4804

生涯学習だより

平成19年度　身延山大学身延公開講座のお知らせ

総合テーマ「身延山と文化Ⅱ」

■ 第1回　7月7日（土）
午後2時～4時（受付：1時30分～）
「文学に現れた身延山」

会　場：身延町総合文化会館　2階会議室
講　師：上田　本昌　先生

■ 第2回　7月14日（土）
午後1時～3時（受付：12時30分～）
「身延山三門仁王像とその周辺」

会　場：現地集合の徒歩研修　2時間　雨天決行
講　師：柳本　伊左雄　先生

■ 第3回　7月21日（土）
午後1時～3時（受付：12時30分～）
「本山久遠寺の建物を見る」

会　場：現地集合の徒歩研修　2時間　雨天決行
講　師：長澤　市郎　先生

■ 第4回　7月28日（土）
午後1時～3時（受付：12時30分～）
「身延山を歩く　御廟所入口～妙石坊」

会　場：現地集合の徒歩研修　2時間　雨天決行
講　師：望月　真澄　先生

■ 第5回　8月4日（土）
午後2時～4時（受付：1時30分～）
「綱脇龍妙上人と身延深敬病院（園）」

会　場：身延町総合文化会館　2階会議室
講　師：桑名　貫正　先生

主　催：身延山大学・身延町教育委員会
※キャンパスネットやまなし連携講座
（5回シリーズ）

定　員：50名

参加料：1,000円　初回当日受付にて徴収
（不参加の講座がある場合でも1,000円です）

申込方法などの詳細は、回覧をご覧ください。（写真は昨年度の様子です）

【問い合わせ先】
身延山大学事務局「身延公開講座係」
身延町身延3567　☎0556-62-0107

身延町立図書館だより

NO.33

身延町波木井407番地　電話（0556）62-2141　HPアドレス http://www3.town.minobu.lg.jp/lib/

★新しいDVDが入りました★

◎一般向け◎

『名探偵登場』『ガンジー』『僕はラジオ』
『リトル・ヴォイス』『ピーター・パン』
『秘太刀馬の骨』『ウイニング☆パス』
『女の一生』『ユタとふしぎな仲間たち』
『街はいつでも猫日和』『秘境駅』
『ハリウッド・ヨガ』『映画・裁判員制度』
『未知なる月への挑戦』
『四国八十八ヶ所お遍路の旅』

◎児童向け◎

『せかいのえほん』①～⑥
『なるほど！のりものずかん』①～③
『カブト・クワガタ大博覧会』
『右脳をはぐくむこども世界名画の旅』①②

月替わりのお楽しみ！《図書館のコーナー展示》

《100冊展示》のお知らせ

図書館内の展示コーナーにお気付きですか？季節にあった内容の本や、その時話題の本を月替わりで紹介しています。4月は桜の写真集、5月は〝本でできる脳トレ〟の本などを展示・貸出しました。これからも楽しくてためになる本や、見過ごしてしまいそうな良書をたくさん紹介していきます。お見逃しなく！

・・6月の展示・・

＊　雨にまつわるさまざま
＊　桜桃忌・太宰治と無頼派
＊　民話・昔話と山梨の民俗
＊　雨とカエルの絵本（児童向け）

展示期間　6月1日(金)～28日(木)

わたしのおすすめこの一冊

『子どもを大切にする国しない国』

浅井　春夫／著

何が少子化を深刻にしたか？
口では叫ぶが、なぜ改善されないか、日本の現実。
“この病魔”の原因と解決策を実態に即して提示した本書は、心ある人必読の書である。

身延町下山　　佐野　民治さん（80代・男性）

6月のおはなし会

身延の昔話と懐かしい遊び

地元の昔話や民話を語って、大好評のおはなし会。おとなの方もちょっとのぞいてみませんか？懐かしさに心なごむこと、うけ合いです。どうぞお楽しみに！

とき：6月23日(土)　午後2時～3時

ところ：図書館メディアルーム

内容
◎楽しい民話・昔話を聞こう！
◎わらべうたであそぼ！
◎懐かしの簡単工作

図書館では・・・

身延町にゆかりのある人が書いた本や、町の歴史・風俗がわかる本などを集めています。古い本を処分しようと思っている方、該当するものは登録・保存いたしますので、是非ご連絡ください。

地域の記憶を後世に残す活動に、ご協力ください。

6月の休館日

◎4・11・18・25日　〔毎週月曜日〕

◎29日（金）　〔館内整理日〕

新しく入った本

★一般向け★

『人間自身』　池田晶子
『カストリの時代』　林　忠彦
『占いをどこまで信じていますか？』　浅見帆帆子
『落下流水』　渡辺千萬子
『いのちのレッスン』　新藤兼人
『昭和史入門』　保阪正康
『謎解き広重「江戸百」』　原信田実
『幸せへのマネーバイブル』　森田貴子
『風の払暁』（上下）　船戸与一
『前巷説百物語』　京極夏彦
『百年恋人』　新堂冬樹
『しずく』　西加奈子
『テロル』　ヤスミナ・カドラ

★児童書★

『やだ！』　J・オールバラ
『バーニャの庭で』　どいかや
『くだものなんだ』　きうちかつ
『わたしをみて、おかあさん！』　シマザキミユキ

『情報公開制度』の実施状況

身延町情報公開条例は、町民の皆様からの請求に応じて町が保有する公文書を開示する公文書開示制度をはじめ、町政に関する情報のより積極的な提供や公表等、総合的な情報公開の推進について規定しています。

この制度が適正に運営されていることをお知らせするために、毎年１回、この制度の実施状況を公表しています。

平成18年度中の情報公開制度の実施状況については、次のとおりです。

※情報開示請求等の受付及び情報公開制度に関する相談等は、総務課が窓口となっています。

１．公文書開示の請求件数及び処理内容

公文書開示の請求は９件で、請求に対する処理状況（表１）では、開示６件、一部開示２件、取下げ１件でした。

表１　公文書開示の請求件数及び処理内容

（単位：件）

開示請求件数		9
処理内容	開　示	6
	一部開示	2
	非開示	0
	不存在	0
	取下げ	1

３．不服申立の状況

開示請求の処理で、一部開示が２件ありましたが、この決定に対する不服申立てはありませんでした。

２．実施機関別の処理内容

実施機関別の処理内容（表２）では、町長９件でした。

一部開示については、開示対象文書の中に個人情報が含まれていたためです。

表２　実施機関別の開示請求に対する処理内容

（単位：件）

実施機関名	開示請求	処理内容				
		開示	一部開示	非開示	不存在	取下げ
町長	9	6	2	0	0	1
教育委員会	0	－	－	－	－	－
選挙管理員会	0	－	－	－	－	－
公平委員会	0	－	－	－	－	－
農業委員会	0	－	－	－	－	－
固定資産評価審査委員会	0	－	－	－	－	－
監査委員	0	－	－	－	－	－
議会	0	－	－	－	－	－

『個人情報保護制度』の運用状況

個人情報保護制度とは、町民の皆様の基本的人権を擁護するため、町が保有する個人に関する情報の適正・安全な管理に努め、保有の目的を超えた個人情報の利用や外部への提供を制限するなど、個人情報の保護を図る制度です。

この制度が適正に運営されていることをお知らせするために、毎年１回、この制度の運用状況を公表しています。

平成18年度中の個人情報保護制度の運用状況は、次のとおりです。

※個人情報開示請求等の受付及び個人情報保護制度に関する相談等は、総務課が窓口になっています。

● 個人情報の開示請求等件数及び処理状況

個人情報の開示請求、個人情報の訂正、削除及び利用の中止の請求はありませんでした。

表１　個人情報開示請求件数及び処理状況

（単位：件）

開示請求件数		0
処理内容	開　示	0
	一部開示	0
	不開示	0

開示請求等の受付・
ご相談は総務課まで

【情報公開・個人情報保護制度の問い合わせ先】

総務課 庶務担当　☎0556-42-4800

INFORMATION おしらせ

農業振興地域（農振）の除外申請を受付

農業振興地域の農用地（田、畑）に、住宅等を建築する場合には、あらかじめ農振農用地から除外しなければ、転用することができません。

今回は、該当する農用地の転用が必要で**特に緊急性及び実現性**が認められるものについて申し出を受け付けます。

ただし、受付したものすべてが除外（農用地の中など）されるとは限りませんのでご了承ください。

【除外要件】 農用地（田、畑）の使用目的を早急に変更（宅地などに転用）する場合

【受付期間】 6月11日～29日

【申出方法】 役場産業課で「申出用紙」を受領し、必要事項を記入のうえ、土地謄本、設計図等を添付して提出してください。（その際に詳細をお伺いします。）

【受付・問い合わせ先】
産業課農林担当
☎0556（42）4805

「児童手当現況届」の提出をお願いします

児童手当を受けている人は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。提出されない場合は、支給対象であっても6月分以降の手当が受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。

【提出期限】 6月29日（金）

【提出先】 子育て支援課（中富すこやかセンター内）または役場本庁・各支所・出張所

【問い合わせ先】 子育て支援課
☎0556（20）4611〈内線23〉

6月は「土砂災害防止月間」、6月1日～7日は「がけ崩れ防災週間」です。
運動テーマ
「みんなで防ごう土砂災害」

自衛官等募集のお知らせ

◆資格 18歳以上27歳未満の者

◆願書受付期間 8月1日～9月7日

《2等陸・海・空士》

【第1次試験】 9月24日（男子）
9月25日（女子）

【概要】 陸上は2年、海上・航空は3年を1任期として任用（以降2年を1任期）

《一般曹候補生（陸・海・空）》

【第1次試験】 9月17日

【概要】 採用後2年9月経過以降選考により3等陸・海・空曹へ

【問い合わせ先】 自衛隊山梨地方協力本部南アルプス募集センター
☎055（283）5150

守りましょう。電波のルール。

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用保護旬間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動及び不法無線局の取り締まりを強化しています。

テレビやラジオ放送、携帯電話の身近なものから、警察・消防・防災行政無線など人命に関わる電波の利用を保護し、安全で豊かな社会のために、電波はルールを守り、正しく使いましょう。

【問い合わせ先】
関東総合通信局
●不法無線局による混信・妨害
☎03（6238）1939
●テレビ・ラジオの受信障害
☎03（6238）1945
●放送相談（地上デジタル放送）
☎03（6238）1944

人権擁護委員に 依田 武司 さん

本年4月1日付けで、法務大臣から下部の依田武司さんが人権擁護委員に委嘱されました。

6月1日は、「人権擁護委員の日」です。
本町でもこの日、特設人権相談所が開設されます。
とき　6月1日（金）午前10時～午後3時
ところ　町内3会場（身延町開発センター・中富総合会館・身延保健センター）

法務局
なんでも無料相談所

法務局では、登記、戸籍、供託、訟務、人権擁護及び成年後見登記に関する事務等、住民の皆様方の生活に深く関係する事務を取り扱っております。

これらに関することで、疑問に思っていること、不明な点、お知りになりたいこと等がございましたら、法務局の職員、公証人がお答えする相談所を開設いたしますので、ご利用ください。

【日時】 6月17日（日）午前9時～午後3時30分まで

【場所】 甲府地方法務局　4階会議室（甲府市北口1の2の19）

☎055（252）7153

【相談内容】 ①土地や建物、会社等の登記の手続き、土地の境界　②相続問題、遺言等　③婚姻、離婚、親権、扶養等　④帰化等国籍関係　⑤地代、家賃の支払い等借地・借家関係　⑥児童・生徒のいじめ、体罰　⑦あらぬ噂や中傷等名誉・信用　⑧公正証書作成　⑨その他

福祉用具・住宅改修
相談をお受けします

身体状況や生活環境、介護の状況に合わせた福祉用具の選択や、住宅の改修についての相談をお受けします。

【相談日及び相談員】
毎月第2水曜日・第4水曜日
第2：奇数月→作業療法士
偶数月→理学療法士
第4：建築士
毎月第2土曜日　建築士と
奇数月→理学療法士
偶数月→作業療法士

【相談時間】 いずれも午後2時～4時（予約優先）

◆相談予約時に、相談内容に合った相談員・相談日をご案内します。

【相談場所】 山梨県立介護実習普及センター　介護機器展示室（甲府市北新1の2の12　山梨県福祉プラザ内）

【メール相談】 山梨県社会福祉協議会のホームページ（http://www.y-fukushi.or.jp）の福祉用具・住宅改修お問い合わせフォームでも受け付けています。

【相談予約・問い合わせ】
県立介護実習普及センター
☎055（254）8680
◆開館時間は午前9時から午後5時まで（祝祭日・年末年始のみ休館）

小型ガス瞬間湯沸器
をご使用の皆様へ

《経済産業省からのお願い》

◆必ず換気をして、一酸化炭素中毒による死亡事故を防ぎましょう。

最近、換気不良により、小型ガス瞬間湯沸器での一酸化炭素中毒による死亡事故が発生しています。

物が燃えるには、新鮮な空気が必要です。十分な換気をしなければ、空気が不足し、一酸化炭素中毒が発生します。

締め切った4畳半で小型ガス瞬間湯沸器を燃焼すると約20分で致死量の一酸化炭素が部屋に充満することもあります。

一酸化炭素は、無色無臭です。頭痛や吐き気で異変に気づいた時には、手足がしびれて動けず、手遅れになって死に至る場合もあります。

必ず換気をしてください。

〈入札結果を公表します。〉

－入札日　4月24日－

工事名	場所	請負業者	請負金額（円）
身延中央統合簡易水道大野配水管布設工事	大野	㈲竹美屋工務店	3,654,000
身延中央統合簡易水道中央監視システム設置工事	梅平・和田	シンク・エンジニアリング㈱	8,242,500
常葉東水路改良工事	常葉	㈲山中建材土木	2,572,500
山口排水路改良工事	常葉	出羽建設㈱	1,995,000
身延福祉センター敷地造成工事（その1）	波木井	近藤工業㈱	9,450,000

社会科副読本が完成

小学校3・4年生の社会科学習では、地域の学習が中心になってきます。そのため、教科書のほかに地域の副読本が必要となることから、その副読本作りが進められてきました。

このほど、社会科副読本「わたしたちの身延町」が刊行されましたので、町民の皆様にもお知らせします。副読本は、各集落公民館をはじめ各小学校、身延町立図書館や中富図書室などにありますので、機会がありましたらぜひご一読ください。

編　集　身延町社会科副読本編集委員会

発　行　身延町教育委員会・身延町教育研修センター

INFORMATION

平成19年4月1日～30日までの受付（敬称略・順不同）

善　意

ありがとうございます。

―― 身延町へ ――

金　300,000円
金　10,000円
＜国保会計へ＞
金　100,000円

― 社会福祉協議会へ ―

金　100,000円
金　10,000円

出　生

すくすくよい子に

あかちゃん　保護者　（地　区）

婚　姻

末永くお幸せに

夫　妻　（地　区）

お詫びと訂正

広報みのぶ5月号のP19「勲章が贈られました」の欄で、叙勲名称を「瑞光双光章」と掲載しましたが、正しくは「瑞宝双光章」の誤りでした。お詫びし訂正させていただきます。

死　亡

ご冥福をお祈りします。

氏　名　（年齢）　届出人　（地　区）

※個人情報保護のため、個人が特定できる情報は削除して掲載しました。

広報みのぶ

毎月1回（1日）発行
●編集・発行　〒409-3392
山梨県南巨摩郡身延町切石350番地
身延町役場　総務課　広聴広報担当
☎0556-42-2111（代表）FAX0556-42-2127
URL http://www.minobu.lg.jp/

きらり☆みのぶ 西嶋和紙工業協同組合

和紙の素材を活かした「新製品」を開発

西嶋和紙は、望月清兵衛という人が伊豆に赴いて紙漉き術の伝授を受け、帰村してその業を始めたのが始まりと言われています。

その後、時代の変遷に対応した関係者の並々ならぬ苦労と技術的改良の結果、西嶋の和紙漉きは、430年という長い歴史を刻み続けてきました。

近年になり、生産性を高める仕組みを進める中で、量・質とも高度化し、とりわけ昭和60年に原料共同処理施設を設置後は、さまざまな原料が和紙として生まれ変わり、地場産業としての注目を高めています。製造工程の概要は、おおよそ次のとおりです。

原　料

- ○三椏（みつまた）
- ○マニラ麻
- ○木材パルプ等の上質の故紙
- ○稲わら
- ○葦（あし）
- ○サトウキビ
- ○月桃（げっとう）

○煮熟（しゃじゅく）
苛性ソーダを加える

○叩解（こうたい）
晒粉（さらしこ）を加える

○除塵（じょじん）
不純物を取り去る

○抄紙（しょうし）
添着剤を加える

○圧縮
水分を向き取る

○乾燥

○浸水
湿り気を加えはがしやすくする

○裁断・梱包

○出荷

現代では、機械で大量生産された実用紙が主流を占めていますが、西嶋和紙工業協同組合では、製造工程にもあるように、平成6年にバナナの繊維で和紙を製作したのをきっかけに、琵琶湖の葦や沖縄のサトウキビなどを原料にしながら和紙の製作を手がけ、外部の注文の増加につなげています。

最近では市町村合併を契機に、身延山において地元の山桜などで染め上げた和紙の製作を、西嶋和紙工業協同組合に委託する動きも広がっています。また、いやしの灯りシリーズやオルゴールの共鳴版に和紙を用いる製品などユニークな研究開発にも力をいれています。（写真）

西嶋の和紙漉きは、長い歴史に裏付けられているように、高い技術力に支えられています。そのため、技術を伝承する人の確保にも努めており、組合では後継者となる職人づくりのため山梨県の再チャレンジ事業を導入したいと考えています。この事業は、紙と触れ合う講演会や研修会を皮切りに、全国に和紙漉き継承者の呼びかけを行っていこうとするものです。組合長の笠井伸二さんは、「一度絶やしてしまうと、この技術の再現は困難。伝統を絶やさないという文化的な意味合いも含めてこの事業の意義は大きいと思う」と語ってくれました。

わが町の貴重な地場産業を現在に活かそうと取り組んでいる西嶋和紙工業協同組合の新しい展開に、さらに期待していきたいと思います。